

長崎県農林技術開発センター受託研究実施要領

制定 平成25年10月1日 25農政第217号

(趣旨)

第1条 この実施要領（以下「要領」という。）は、農林業者や農林業団体等の生産現場における課題及び県内企業等が農林産物の加工・製造現場における課題を分析し、生産技術の向上や農林産物の加工・製品化に資することにより、地域農林業の振興に寄与する目的で、県（実施機関：長崎県農林技術開発センター）が、県機関以外の者から委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(委託者の範囲)

第2条 県に研究を委託できる者は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県内に在住し、同県内で農林業を営む者
- (2) 長崎県内に事業所等を有する農林業関係団体
- (3) 長崎県内に事業所等を有する企業等
- (4) 上記(1)～(3)以外の者で、県がその研究を受託することが本県の農林業振興に寄与すると認められる者

(委託の基準)

第3条 受託研究は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 県が行う試験研究と関連して、実施することが必要又は有益であると認められるもの
- (2) 地域農林業の振興や農林業者の所得向上に資すると認められるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県において実施することが必要又は有益であると認められるもの

(研究委託の申込)

第4条 県に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、研究委託申込書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

(受託研究契約の締結)

第5条 県は、申込みのあった受託研究について、長崎県農林技術開発センター受託研究審査書（別紙様式第2号）により審査し、受託することが適当と認めた場合は、委託者に対し受託の可否を通知するとともに、委託者と受託研究契約書（別紙様式第3号）による契約（以下「受託研究契約」という。）を締結するものとする。

（研究費の納付）

第6条 委託者は、受託研究契約の定めるところにより、研究に要する費用（以下「研究費」という。）を県に納付するものとする。

2 研究費は、委託者が第2条（4）に該当し、かつ、研究費が500千円以上の場合、原則として、その30%を長崎県職員給与費の特定財源（以下「人件費」という。）として充当するものとする。なお、同条（1）から（3）に該当する場合は、人件費への充当は行わない。

（研究等の中止）

第7条 県は、業務に支障が生じたため、又は天災その他やむを得ない事由により受託研究の継続が困難となったときは、当該研究を中止することができるものとする。

2 県は、前項の規定により受託研究を中止したときは、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

（研究成果の報告）

第8条 県は、受託研究を終了し、又は中止したときは、速やかに受託研究の結果又は経過を受託研究報告書（様式第4号）により委託者に報告するものとする。

（研究費の精算）

第9条 県は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく研究費を精算するものとする。なお、精算の結果、余剰金がある場合は、県はその額を委託者に返還するものとする。

（研究成果の公表）

第10条 県は、受託研究で得た成果を、必要に応じ公表できるものとする。

（特許を受ける権利等）

第11条 受託研究の業務を担当する研究員が受託研究において発明、考案、意匠の創作及び品種の育成（以下「発明等」という。）をした場合、当該発明等に係る特許、実用新案登録、意匠登録及び品種の育成登録を受ける権利又は特許権、実用新案権及び意匠権

（以下「特許を受ける権利等」という。）については、受託研究契約において特別の定めをした場合を除き、「長崎県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年11月5日付訓令第10号）」の定めるところにより、県が承継することができるものとする。

（優先実施権等）

第12条 前条の規定により、県が承継した特許を受ける権利等及び著作権は、研究受託完了の年度から5年を超えない範囲において、受託研究契約書で定めるところにより、一定期間委託者又はその指定するものに限り優先的な実施を許諾することができる。

2 県は、前項の規定により優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先的实施の期間中においても第三者に対し当該優先実施権に係る発明等の実施を許諾することができる。

(取得財産の取扱い)

第13条 受託研究の実施に伴い取得した設備等の所有権は、受託研究契約書において特別の定めをした場合を除き、県に帰属するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日改定)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改定)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

研究委託申込書

年 月 日

長崎県農林技術開発センター所長 様

所在地

企業等名称

電話番号

代表者名

印

記

- 1 研究課題名
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 研究の実施期間についての希望
- 5 研究の実施場所
- 6 研究費の金額（内訳書も含む）及び納付についての希望
- 7 特許権の実施許諾についての希望
- 8 研究用資材及び設備等の提供について
- 9 申込者の概要（会社のパンフレット等申請者の概要がわかる資料添付でも可）

(様式第2号)

長崎県農林技術開発センター受託研究審査書

作成日 平成 年 月 日

申込研究課題名： _____

委託者名： _____

■事業的評価

項目	評点
○必要性(第3条第1号など)	
○県内農林業者(企業等)への普及性	
○事業効果	
○農林業の発展	
合計	

■技術的評価

項目	評点
○研究成果の見込み	
○技術シーズ	
○研究する体制は整っているか	
○センターでの取り組みが適当(民間等での取り組みはむずかしい)か	
合計	

※審査評点は以下の5～0で評価する。

- 5・・・大いにある
- 4・・・ある
- 3・・・ややある
- 2・・・可能性は低い
- 0・・・ない

【受託研究審査書における受託の適否の判断基準】

事業的(4項目)及び技術的(4項目)な評価からなる適否判断書において、8項目の合計得点が25点以上であること。

(様式第3号)

受託研究契約書

長崎県農林技術開発センター所長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と○○○ 代表者 △△△ (以下「乙」という。)は、次のとおり受託研究契約を締結する。

(研究の受託)

第1条 甲は、次の受託研究を乙の委託により実施するものとする。

- (1) 研究課題
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- (5) 研究の実施場所

(研究費)

第2条 受託研究に要する経費 (以下「研究費」という。)は、金○○, ○○○円 (消費税及び地方消費税相当額○○, ○○○円を含む)とする。

(研究費の納付)

第3条 乙は、第2条に定める研究費を甲が別途発行する納入通知書により通知の日から30日以内に甲に納付しなければならない。

(研究費の使用制限)

第4条 甲は、乙から納付された研究費について、受託研究目的以外に使用してはならない。

(研究用資材等の提供)

第5条 乙は、別表1の研究用資材を無償で甲に提供する。

(研究の中止等)

第6条 甲は、甲の業務に支障があるため、又は天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難になったときは、乙と協議の上、契約の全部若しくは一部を解除することができる。

2 前項の規定により、契約を解除したために研究費を変更しなければならないときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(研究成果の報告)

第7条 甲は、受託研究が終了したとき（受託研究を中止したときを含む。）は、その結果について、受託研究報告書（別紙様式第4号）により乙に報告するものとする。

(研究費の精算)

第8条 甲は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく研究費を精算するものとする。なお、精算の結果、余剰金がある場合は、甲はその額を乙に返還するものとする。

(研究結果の公表)

第9条 甲は、受託研究で得た成果（受託研究を中止したときを含む。）を乙との事前合意のもとで公表できるものとする。ただし、公表により乙の業務に支障が生ずると認められるときは、期間を限って、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

(特許を受ける権利等)

第10条 受託研究の業務を担当する農林技術開発センターの研究員が受託研究において発明、考案、意匠の創作、著作物の創作及び品種の育成（以下「発明等」という。）をした場合、直ちにその旨を甲及び乙に連絡するものとする。

2 前項の発明等をした場合、当該発明等に係る特許、実用新案登録、意匠登録、著作権及び品種の育成登録を受ける権利の帰属については、別途甲乙間の協議により決定するものとする。

(優先実施権)

第11条 前条の規定により、甲は甲に帰属した発明等を乙又は乙の指定する者に限り、当該受託研究終了から5年間優先的に実施させることができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第12条 甲は、前条の規定により発明等を優先的に実施する権利（以下「優先実施権」という。）を付与した者（以下「優先実施権者」という。）が、優先実施の期間中、正当な理由なく当該発明等を実施しないときは、当該優先実施権者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該発明等の実施を許諾することができる。

2 甲は、前条の規定により優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施の期間中においても第三者に対し当該優先実施権に係る発明等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第13条 甲は、甲に帰属した特許権等の実施を許諾するときは、別に定める実施許諾契約に基づき、実施料を徴収する。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 長崎県諫早市貝津町3118
長崎県農林技術開発センター
所長 ○○○○ 印

乙 所在地
企業等名称
代表者名 ○○○○ 印

(別表1)

	提供する研究用資材及び設備名
1	
2	
3	
4	

(様式第4号)

受託研究報告書

年 月 日

(委 託 者) 様

長崎県農林技術開発センター所長

記

平成 年 月 日付けで受託研究契約を締結した「(受託研究の課題名)」について、平成 年 月 日に完了(中止)しましたので、受託研究事業事務取扱規程第8条により、下記のとおり報告します。

記

(1)研究課題名

(2)研究結果(経過)

※必要に応じて別紙により詳細な資料を作成する。

(3)研究費の精算内容(内訳)

(4)その他必要な事項